

令和 4 年 7 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 4 年 7 月 2 5 日（月）午後 2 時 3 1 分

場所：本庁舎 3 階 3 - 3 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和４年７月２５日（月）本庁舎３階３－３会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	井 上 哲 夫	１ ５ 番	落 合 喜 治
２ 番	三 上 健 一	１ ６ 番	北 村 利 夫
３ 番	井 出 茂 康	１ ７ 番	吉 川 誠
４ 番	齋 藤 義 治	１ ８ 番	櫻 井 一 雄
５ 番	小 林 正 幸	１ ９ 番	宮 治 時 男
６ 番	飯 田 芳 一	２ ０ 番	佐 川 俊 夫
７ 番	上 田 洋 子	２ １ 番	佐 藤 智 哉
９ 番	田 代 恵美子	２ ２ 番	澤 野 孝 行
１ ０ 番	吉 原 豊	２ ３ 番	平 川 勝 昌
１ １ 番	山 口 貞 雄	２ ５ 番	福 岡 則 夫
１ ２ 番	加 藤 登		
１ ３ 番	西 山 弘 行		
１ ４ 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

８ 番	加 藤 義 一	２ ４ 番	神 崎 享 子
-----	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主幹	草 柳 真 治	上級主査	大 西 裕 輝
事務職員	松下 翔太郎				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 29 号 非農地証明願について
- 日程第 3 議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について
- 日程第 4 議案第 31 号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 5 報告第 9 号 藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告につ
いて
- 日程第 6 議案第 32 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

開会 午後２時３１分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

まず、本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員の総数２５名、出席者数２３名でございます。

それでは、初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

このところ非常に暑い日が続いておりますので、農作業等ではお体に十分御留意願いたいと思います。

また、今月５日に鈴木藤沢市長へ、皆様方から出た意見書を提出してまいりました。そのときにも、特に原油の値上がりによる資材や肥料、飼料の値上がりが非常に大きいということで、何とかしてほしいということなど、委員の皆様方からいろいろお話が出ました。

藤沢市でも、いろいろ考えているようですが、これから国あるいは県から具体的な数字が出てくると、藤沢市もそれに沿った農業支援ができるのではないかと期待しております。

鈴木市長には、いろいろな御協力をお願いしましたがけれども、かなり前向きに考えていただいておりますので、これから何らかの対策が打ち出されることは予想されますが、何しろ国、県からの状況次第でございますので、よろしくをお願いをしたいと思っております。

また、このところコロナが非常に拡大をしております。数的には毎日何万人、何十万人ということで、いろいろ報道されておりますが、このコロナも、日本では２年半以上でございます。

今回の農業委員・推進委員の方々も、委員になられたときには、既にマスクをしておられた状況でございますので、マスクをしていないときの顔がわからないということがあるかもしれません。

先日も、実は委員の方にマスクなしの顔でお会いしたのですが、総会のときの顔とそのときの顔と一致しないので、私も、ついつい「息子さんですか」とか、「声がよく似ていますね」とか言ってしまって、そうしたら、次の日にまたその方とお会いをして、「きのうはどうも」と言われて、とても恥ずかしい思いをしたことがございました。

このように、このマスクが取れた時点では、マスクをしたまま知り合いになった方は、マスクを取ったときの顔がどういう顔なのか、かなり戸惑うのではないかなというように、私は感じました。

これから暑い中、外ではマスクを取るということも国は言っておりますし、皆さんも、マスクを外したときの顔と現在の顔がなかなか一致しないこともあるかもしれませんが、それでも、これからコロナが早く収束してマスクが取れることを期待しております。

それでは、ただいまから7月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長）　ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員）　それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開とすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹）　いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員）　はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、25番の福岡則夫委員と、1番の井上哲夫委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を

上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、0 a。耕作面積、52 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤の農地、2筆。地目、いずれも畑。地積、合計2,587 m²。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人、農業経営安定化のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、2人。所有面積、耕作面積、いずれも131 a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、亀井野の農地、1筆。地目、畑。地積、727 m²。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

5番、小林委員。

5番（小林正幸委員） 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道 高倉・遠藤線にある「遠藤広谷」交差点から北西に約100 mの土地になります。

地区協におきましては、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、遠藤で芝の生産等を行っている農地所有適格法人で、現在、利用権で借りている当該農地を新たに取得することです。

申請地については、引き続き芝を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号２について、意見を求めます。

２１番、佐藤委員。

２１番（佐藤智哉委員） 資料は４ページをお開きください。

本件の申請地は、「藤沢養護学校」から南西に約３００ｍの農地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、西俣野と亀井野を中心に野菜苗等の生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することとです。

申請地については、フキを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第２８号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第２８号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第２、議案第２９号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田の農地。地目、畑。地積、５６㎡。内容、平成６年頃から宅地の通路として利用し、現在に至る。確認資料、平成１９年航空写真。現地確認日、令和４年７月１２日。

続きまして、番号２。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、宮原の農地。地目、畑。地積、３２２㎡。内容、平成２３年から貸駐車場の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成２４年航空写真。現地確認日、令和４年７月１２日。

続きまして、地区、六会・長後。番号３。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、長後の農地。地目、畑。地積、２６１㎡。内容、平成１９年頃から直売所及び購入者用駐車場として利用し、現在に至る。確認資料、平成１９年航空写真。現地確認日、令和４年７月１２日。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１６番、北村委員。

１６番（北村利夫委員） 資料は６ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道 横浜・伊勢原線の「新用田辻」交差点から東に約２００ｍの土地になります。

申請地は、平成６年頃から宅地の通路として利用され、現在に至っているということです。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び污水管が埋設されており、近隣には御所見小学校と西山内科クリニックがあるため、「第３種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和４年７月１２日に地区委員の私、北村と、

以上です。

17番、吉川委員。

申請者は、宮原の土地を平成２３年から貸駐車場の敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和4年7月12日に私、吉川と、事務局職員で現地調査を行い、申請どおり貸駐車場の敷地であることを確認しております。

以上でございます。

1 番、井上委員。

本件の申請地につきましては、引地川にかかる「長後橋」から北西に約 35

番号３は、菖蒲沢を中心に４２４aを耕作する方の更新借受分です。

番号４から番号６は、瀬郷を中心に２９aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、ブドウや水稻等を栽培していく予定となっております。

番号７は、打戻を中心に２０１aを耕作する方の更新借受分です。

番号８は、西俣野を中心に１２７aを耕作する方の更新借受分です。

本件は、先月更新の予定でしたが、申請が遅れたため、新規案件として記載しております。

番号９は、藤沢市において、新たに農業経営を開始する法人の新規借受分で、資料は９ページからとなります。

当該地では、トマトやブルーベリー等を栽培し、経営していくとのことです。

７月の六会・長後の地区協議会におきまして、法人代表者と面談し、就農計画等について確認をしております。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第３０号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第３０号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第４、議案第３１号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第４、議案第３１号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

番号1は、獺郷で6 aを耕作する方の新規借受分で、当該地ではサツマイモを栽培する予定となっております。

番号2から番号5は、遠藤で9 aを耕作する方の新規借受分で、当該地ではナスを栽培する予定となっております。

なお、中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

議案第 31 号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 31 号について、承認することに決定をいたします。

日程第 5、報告第 9 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告に
ついて」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） 本件につきましては、まず9ページから10ページまでが、「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が2件、藤鵠・村岡・明治地区が1件、合計3件となっております。

続きまして、11ページが、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が1件、藤鵠・村岡・明治地区が1件、合計3件となっております。

続きまして、12ページから15ページまでが、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が5件、藤鵠・村岡・明治地区が4件、合計10件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようですので、次に移ります。

日程第6、議案第32号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 私から、「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」、説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和4年度から書式や目標の立て方について国の方針が変わりまして、今まで、ちょっとずれ込んでしまいましたけれども、国が

らも、その詳細について、ある程度見解が示されたことで、この時期、7月の総会に上程をさせていただくものです。こちらは、（案）として事務局で作成したものですので、御確認をお願いいたします。

まず、16ページにつきましては、「農業委員会の現在の状況」について記載をしているものです。

委員数であったり、あと、農家数や耕地面積につきましては、農業センサス等に基づいて記載をしているものがございます。

17ページに進んでいただいて、「最適化活動の目標」です。

まず、（1）の「農地の集積」ですけれども、①に「現状」を載せてあります。こちら、集積率43.9%とありますのは、藤沢市で認定農業者ないしは認定新規就農者、基本構想水準到達者の方が耕作をしている面積の、全体の面積における割合を示したものでございます。

続きまして、②の「目標」ですけれども、この目標につきましては、市の農業水産課が「農業経営基盤強化の促進に関する基本的構想」というものを平成26年に作成しているのですが、そちらの目標設定として、令和6年度に集積率50%を目指すという目標が設定されておりますので、こちらを、そのまま設定をさせていただいております。

それに基づきまして、令和6年度の目標ですので、それを案分した結果、今年度の新規集積面積は17.4haとなりまして、今年度末の集積率は46%という目標値に設定をしてあります。

（2）の「遊休農地の解消」ですけれども、①の「現状」につきましては、昨年度（令和3年度）の農地パトロールの結果から記載をしているものでございます。

真ん中にあります「緑区分の遊休農地」というのは、再生可能な遊休農地ということで分類されたものの面積（12ha）となっておりまして、その横の「黄色区分の遊休農地」というのが、基盤整備が必要な遊休農地ということで挙げてきたものでございます。

②の「目標」ですけれども、こちらにつきましては、「緑区分の遊休農地の

解消」ということで、昨年度ありました12ha、こちらを5年間で全て解消するという目標を設定しなさい、とありましたので、その5分の1の面積（2.4ha）、これを令和4年度に解消する目標値として設定をしています。

続きまして、18ページに進んでいただきまして、（3）の「新規参入の促進」ということで、①の「現状」につきましては、記載してあります令和元年度、令和2年度、令和3年度に参入された経営体数、それと、その方たちの耕作面積を載せてあります。

続きまして、②の「目標」ですけれども、平成28年、平成29年、平成30年の3条許可や利用権で権利移動があった面積を載せてあります。この3年間の平均の面積の1割以上の面積を新規参入者へ貸してもいいという同意を得ること。新規参入者へ貸してもいいという同意を得る面積を1割の2ha、これ为目标値として設定しなさい、というものがありましたので、こちらに記載させていただきます。

続きまして、「最適化活動の活動目標」ということで、委員さんが最適化活動を行う日数の目標ですけれども、こちらは、国が基準値として設定をした「1月当たり10日」というのをそのまま載せさせていただいております。

「活動を行う委員数」ですけれども、こちらにつきましては、中立委員、いわゆる農業外から参加されている委員さんがお一人いらっしゃいますが、こちらにつきましては、最適化活動を日々において行うのはなかなか難しいと判断いたしましたので、この1人の委員さんを除いた24人ということで、設定をさせていただきました。

続いて、「活動強化月間の設定目標」ということで、こちらにつきましては、農地パトロールを含めて、通常行っている業務以外に最適化活動を行う強化月間（3月）を設定しなさい、というものがございましたので、6月、10月、2月に、新規参入者等への農地のあっせんということをメインに設定をさせていただきました。

こちらにつきましては、今現在、新規参入者を受けるに当たって、農業水産課で「青年等就農計画審査会」を開催して、そこに通った方が新規参入すると

いう扱いになっていますけれども、その審査会が7月、11月、3月に開催される予定ですので、それに合わせて、その1月前に農地のあっせんを強化していくということを目的に、この3月で設定をさせていただきました。

続いて、(3)の「新規参入相談会への参加目標」ということで、新規参入を希望する方の相談会へ、各委員が積極的に参加をするという目標ですが、藤沢市では、特にそういう相談会は開催していないのですが、確認をしたところ、新規参入して間もない者をサポートする会も対象とするという見解が示されていまして、今現在、新規参入した後の「就農状況報告会」というものを、藤沢市では農業水産課が開催しておりまして、担当地区委員に御参加いただいておりますけれども、こちらを、その目標に設定いたしました。

令和4年度は、その報告会は2回開催予定ということで聞いておりますので、目標も2回ということで、参加者数は、現在の状況を鑑みて5人という設定をさせていただきました。

以上が、事務局で作成した(案)でございますので、できましたらこの場で御審議いただきまして、決定次第、神奈川県に報告をしていく形になります。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 説明が終わりましたが、何か意見等がございましたら、お願いいたします。

井出委員。

3番（井出茂康委員） 「新規参入の促進」というところで、②の「目標」の面積が2haですよ。2ha、これだけ新規参入者に貸すところを探す、これは、新規参入者に限るということですか。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 一応この2haというのは、貸し出すところまで行かなくてもいいから、土地の所有者が新規参入者へ貸し出してもいいという内諾を得た面積ということで言われております。なので、実際に貸し出すところまで行かなくても、そういう内諾が得られれば実績として上げられるということだそうです。

3 番（井出茂康委員） そんなにいい土地ばかりは貸してくれないと思いますので、
荒廃地とかだと、貸すのはいいけれども、どうぞやってね、と言われると、そこも、そういうのに含めてもいいということですよ。

事務局（草柳真治主幹） 荒廃地でも新規参入者に貸し出していいという内諾が得られれば実績になるということだそうです。

3 番（井出茂康委員） そうのことですね。ありがとうございました。

議長（齋藤義治委員） ほかに何かございませんか。

佐藤委員。

2 1 番（佐藤智哉委員） 地区協でもちょっと話をしたのですが、17 ページの（2）の「遊休農地の解消」で、「緑区分の遊休農地面積 12 ha」、今、井出委員からも出たと思いますけれども、2 ha の農地を新規の方に貸し付けるとなっていますが、その上にある新規参入の状況を見ると、毎年 4 経営体とか 5 経営体とか 7 経営体が増えている中で、12 ha しかないところで貸し付けをしていって、増やすのはいいのですが、今やっている新規の方たちに、ある程度いい農地とか、——荒廃地しかないというのはわかりますけれども、ちょっとでもいい条件の農地を、今、拡大したいという新規の方もいっぱいいるので、そういった人たちにやってもらったほうがいいのではないかなと。今現状だと、そういう話は無理だとは思いますが、新規で参入するのを増やす相談会とかもいいと思いますが、むやみに増やすのではなくて、今やっているところで、どんどん技術も上がってきて、新規でやっている方って一生懸命やっているもので、そういったところに目を向けて、また渡していくというふうに考えてやるのがいいのかなと思います。

あと、1 人当たりの活動日数、月に 10 日となっていて、これも地区協で話を聞いたのですが、声をかけるのも 1、何か話を聞くのも 1 だと、例えば 2 ha しかないのに、何を話したらいいんだという話で、変な話、そんなに条件がよくないところを、ここはいいよとは、多分勧めることもできないと思うので、その辺、もう少し何かいいアドバイスがあったら教えてもらいたいのですが、お願いします。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 新規参入者への農地のあっせんにつきましては、確かに、今現在、優良農地をあっせんすることがなかなか厳しくなっているという現状があります。

窓口になっている農業水産課と話をしているところでは、やはり参入した後、規模拡大を考える方が、まず優先されるべきではないかということでは、お互い共通に認識しておりますので、まずは、参入後に規模拡大する方を優先して、その後で、新たな新規参入者を受け入れるような形になってくるのかなというふうに思います。

当然、これから新規参入する方は、優良な農地が少なくなっている現状で、なおかつそれでも入りたいという方に入ってきていただく形になってしまうのかなというふうには考えております。

2つ目の、その活動の内容ですけれども、こういうものがありますよというのを、事務局から具体的にはお示しできないのですが、国からは、最適化活動に結びつくようなものであれば、世間話程度のものであったとしても、それは活動の日数に加えてよしということでは聞いております。

そうは言っても、「10日」というのは、そんなに10日も、というところが感覚的にあるかもしれませんので、その場合には、国は10日ということで設定をしているけれども、それは、各農業委員会で実情に応じて変えても構わないというお話も聞いておりますので、それでは、何日が適当なのかという意見はあるかもしれませんが、ちょっと減らす、8日とかに減らすということで、皆さんが共通でそのほうが良いということであれば、それは変更していくということで考えております。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

新規就農のことですが、この新規就農の面談会には、私も必ず出ていますけれども、平成21年からこの制度が始まって、藤沢市で新規就農した人が、現在64人います。64人いて、そのうちいろいろな環境のアレでやめた人は8人で、56人の人は本当に一生懸命やっているというのが現状です。

ことし、ついこの間も5人ほど新規に参入したいということで面談を行いました。来年3月には、またそのぐらいの人数の方が申し込まれると思いますが、農業をやっていききたいという方は大勢いらっしゃると思いますが、そこでネックになっているのが「農地がない」ということです。

しかし、ここのところで、数字を見てもらうとわかるように、遊休農地16.3haもあるんですが、先ほどの藤鶴・村岡・明治地区の地区協の中でも、農地の貸し借りで、なかなか貸してくれないという人が結構いらっしゃるので、ただ、それが遊休農地あるいは荒廃農地になっているのも現状です。

そういう農地を、これからどうしていこうかというのも、数字は出ていますが、要するに荒廃農地・遊休農地を減らしていく方策は一切出ていないんですよ。

ですから、これから高齢化や後継者不足で、もっともっとそういう農地が出てくるのではないかと思います、そのときに新規に農業をやりたいという人にうまくバトンタッチができるような形ができればいいなと思いますが、その辺の意識は、どのように、何かいろいろな方式があればいいのですが、利用権ですとか、土地公社のあれでいろいろやって、農地を貸しても大丈夫ですよということはいろいろ言っていますが、結果的に、いい土地がなかなかないんですよ。

多分皆様方の近所にも、かなり荒れたり、何年も耕作していないところが結構あると思いますけれども、そういうところの対策については、これから前向きにしていかないと、結構厳しいのではないかと思います、その辺はどうですか。それも一つの農業委員の役割だと思いますけれどもね。

吉原委員。

10番（吉原 豊委員） 行政も農地を貸す、またはいろいろな面で、書類的にも農地を貸せるような状態になっているんですが、農地を持っている人が、貸せない事情というのは、僕はあるのではないかなと思うんですよ。

議長（齋藤義治委員） 何ですか、それは。

10番（吉原 豊委員） それは、やはり自分の土地、――前にも言ったけれども、自

分の土地で、財産ですよ。それを人に貸すと、やはり財産が減っていくという意識があるんじゃないかと思うんですよ。

ところが僕は、この農業委員会でいろいろな話をしたり、討議をしたりしてきて、別に自分の財産がなくなるわけではないんだとわかりますが、しかし、前のシステムだと、例えば農地を貸して、そこへ、要は賃料が発生してしまうと、その借りた人に、最終的にはその土地を取られてしまうというか、取ってしまうというのか、つくっている人が無償で取ってしまうという、そういう感覚というのは、まだまだ多いのではないかなと思うんですね。

そこら辺が、やはりPR不足ではないかと思うんですけどもね。そこら辺は、事務局としてはどうですか。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 今、委員がおっしゃられたように、確かに農地は一旦貸したら戻ってこないのではないかなというような御意見も、よく聞くところです。そういったときには、いや、そんなことはないですよ、利用権というものがあって、その期間が終わればちゃんと戻ってくるんですよという御説明をしているのですが、そこで、そうですか、じゃ貸します、という具合にはなかなかいかないという現状があります。

これについては、PR不足というお話もありましたけれども、農業委員会の連合会で作成している広報紙であったりとか、そういったものを活用してPRをしているところではありますが、それがまだまだ行き渡らないということなので、今後も一層PRには努めていきたいと思いますけれども、できましたら、委員さんも、何かしらの会合であったりとか、そういう話題が出たときに、そういった制度について、PRについて御助力いただければありがたいかなと思っております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 吉原委員が、「農地は財産だ」ということを言われましたが、全国農業会議の中でも、農地の価格が出ています。神奈川県は大体どのぐらいだとか、出ているのですが、これは、非常に安くなっています。皆様方、多分

3条の取引等で、数字を聞いたらびっくりするような数字が出てくるのが現実です。

かつては、要するに農地というものはかなりの財産価値がありましたけれども、最近の財産価値は、本当に低くなっていますので、それよりも、その農地をいかに生かすかということのほうが、今のところは大事だと思うんですが、そのところが、どうしても昔の感覚と、うちの財産だから、絶対目の黒いうちは、ということが、そういう感覚が出てきてしまうのはありますけれども、まずこれを、農地を利用しないとどうしようもないので、この流通をいかにうまく進めるかというのは、これからの大きな課題ではないかと思いますね。

その辺では、どうでしょうか。

- 10番（吉原 豊委員） それから、先ほど賃料の話をしましたけれども、もう一つは、税金問題が解消されないんですね。だから、そこら辺もひとつ上へ上げて、税政面からも、貸している土地はこれだけ減額になるんですよという方向性を持っていかないといけないのではないかと思います。やはりまだまだ農地を貸せない弊害というのは、僕はたくさんあると思います。

以上です。

- 13番（西山弘行委員） あと、それと真逆もありますから、代がかわって、息子がサラリーマンになっていると、俺は関係ないと、そういう考えの人もいますからね。

結局、田んぼなんて調整だ、農振だといって、固定資産税なんかどうでもいいような金額しか来ないですから、相続のときにちょっと大変かもしれないけれども、とにかく「俺は関係ない」という考え方の人間も若い人には多いですから。

- 1番（井上哲夫委員） 関係ないというよりも価値観が違っているから、勤めをしていて、退職しても農地は要らないという人が、うちのほうにも出てきていますね。

- 13番（西山弘行委員） ただ、要らないんだけど、貸すのは嫌だよと、そういうことを言われたこともありますから、どうしても借りたいんなら貸してやる

よ、みたいな……。

1 番（井上哲夫委員） 農業委員会としても、そういう農地が、要するに遊休農地があれば、どこかに貸しませんかと、そういうあっせん的なことは言っているんでしょう。

事務局（草柳真治主幹） 言っています。

1 番（井上哲夫委員） というのは、最近、うちのほうでも相続が発生したところで、これから出てくるのかなと思うんだけど、要らない、要するに遠くの荒れた土地は、あの方に売ります。田んぼもあの方に売ります。ただ、一番いいところというか、全くつくっていないんだけど、草退治だけはやっているで、そのところは納税猶予を受けますと。それで、農業委員会から、第三者に貸しますかということ言われているんですけど言っていました。「貸す」という返事をしてあるということ聞いたんですが、それを聞いて、ある意味で安心したんだけどね。

だから、農業委員会としても、そういう動きがあるということは、最近になって知ったんだけどね。

事務局（草柳真治主幹） 遊休農地の場合には、うちのほうから通知を送って、ちゃんと管理してくださいというのも含めて、あと、貸す意向はありますかというのは、同じときに聞いていますので、その際に貸してもいいですよ返信があった人は、土地はストックして、それこそ新規就農者とか来られたときに、こういう希望地があるよということで案内しているところです。

あと、それ以外でも、相続したとか、そういった形で届出があったときには、今どういう形で使っているんですか、もし使っていないのであれば貸し出しの希望はありますか、ということでのチェック項目もありますので、そういったところで把握しているような状況です。

ただ、逆に言うと、そういう動きがないところ、年に 1 回、草の管理はしているんだけど、作っているところを見たことがないとか、そういうところも結構あるというのは聞いていますので、そこら辺は、地元の委員さんに御協力いただいて、そういったところを、貸し出しをしますか、ということをお願い

て、実際に新規就農者にあっせんできたところもありますので、もしそういうところがありましたら、事務局に御一報いただけたらと思います。

議長（齋藤義治委員） 遊休農地とか荒廃農地の解決策としたら、要するに農地の規模拡大をしている方に利用権等で使ってもらうとか、あるいは今、言われたように、新規就農者に貸し出す。今のところ、この2つが遊休農地・荒廃農地を減らす手だてですが、先ほど来いろいろ出ていますので、自分の管轄の中で、そういうような方がいらっしゃいましたら、積極的に話をさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

そのほかに、この件に関して何かないでしょうか。

1 番（井上哲夫委員） 農業委員の定数と実数のところが最初にありますけれども、実数は14ということで、実際に認定農業者から中立委員まで入れると13しかいないんですけども、これはどうなっているんですか。

最初の「農業委員会の現在の体制」の、農業委員の定数と実数が14と14で、それはいいんですけども、これは13しかないんじゃないの。

3 番（井出茂康委員） 認定農業者から中立委員まで、合計しても13にしかないですよということですね。

1 番（井上哲夫委員） だから、どこか一人隠れている……

事務局（草柳真治主幹） これは、要は認定農業者に準じない方も当然いらっしゃるので……

1 番（井上哲夫委員） その準じない方が入っていないということですね。

事務局（草柳真治主幹） この14名が、どこかで該当する人というわけではなくて、14名のうち、認定農業者は何名、認定農業者に準ずる者は何名という書き方なので、この項目に該当しない方もいらっしゃるということです。

13 番（西山弘行委員） だから、「その他」でもつくらなければいけないということですね。

1 番（井上哲夫委員） そうですね。「準じない人」というわけにはいかないからね。これは、トータルしていく数字のほうがわかりやすいかなという感じはしたんですけどもね。

事務局（草柳真治主幹）　そうですね。今おっしゃるように、どれかに該当する項目であつたらわかりやすいと思いますけれども、これは、一応全国的にこの書式でつくりなさいという話なので。

1 番（井上哲夫委員）　そうですか。それじゃしょうがないな。

議長（齋藤義治委員）　これはどうしますか。そのままですか。何か言われるかもしれないから、これは14にしておいたほうがいいんじゃないですか。説明できますか。

事務局（草柳真治主幹）　今お話ししたとおり、この項目に該当しない方も含まれているので、イコールにはならないということですね。

議長（齋藤義治委員）　そうですか。何となくすっきりしないですね。

10 番（吉原 豊委員）　県だか国だか知らないけれども、そこから書式が来ているから、その人たちが「その他」というのをつくると言わなければ直せないよな。

事務局（草柳真治主幹）　そういうことです。

10 番（吉原 豊委員）　だから、それが出てくるまでペンディングにしておくんだよ。

議長（齋藤義治委員）　他に何かございませんか、この件に関して。

事務局（草柳真治主幹）　あと、先ほどありました委員さんの活動日数の10日というところはいかがでしょうか。

1 番（井上哲夫委員）　例えば月2回、地区協と総会があるわけですが、それを引いた数が10日ですか。それとも含めていいんですか。

事務局（草柳真治主幹）　総会は含めてはいけないという通知が来ましたので、ただ、地区協については、大丈夫だと思います。

国が言うのは、あくまで何日活動されましたかということを書きなさいという言い方でしたので……。

1 番（井上哲夫委員）　これは、個々につけておくわけですね。

事務局（草柳真治主幹）　そうですね。

1 番（井上哲夫委員）　それで、地区協は入れておきます、総会はだめだということですね。

10 番（吉原 豊委員）　そのつける書式は、まだないんでしょう。

事務局（草柳真治主幹） 前に簡単な票をお渡ししましたがけれども……。

6 番（飯田芳一委員） 手帳に書いているけれどもね。何かあったときに説明できるように、忘れるといけないからね。地区協が月 1 回あるから……。

月 9 回というのは、きついと思うよ。

1 番（井上哲夫委員） その 1 回の判断基準を決めないと、例えば畑に行って、ちょっと話をして、これは貸すんだよとか何とか、そういう関係したことが出てくれば 1 回、1 日になるわけですね。

事務局（草柳真治主幹） 1 日です。

1 番（井上哲夫委員） だから、その判断基準が、それぞれ個々ばらばらだから、統一はなかなかできないですね。

1 3 番（西山弘行委員） 田んぼに行って、荒廃地がある、それも……。

1 番（井上哲夫委員） 荒廃地を見たよ、あれはどこのだと。これだって活動の一つですよ。

事務局（草柳真治主幹） それでいいと思います。

1 番（井上哲夫委員） それを 1 回とすればいいわけけれども、人によっては回数に数えないということになる可能性もあるよね。

5 番（小林正幸委員） 相手はいなくていいんですかね。相手がいて、名前を書かなければ……

事務局（草柳真治主幹） 本当に最適化活動につながるものと御自身が判断できるのであれば、それは 1 日、1 回と判断していただいて構わないと思います。

1 3 番（西山弘行委員） 相手は特に要らないですか。

事務局（草柳真治主幹） 例えば自分の圃場に行くときに、ああここは遊休農地だなと思って見た場合、それは、相手方はいませんから、それであったとしても 1 回、1 日ということでカウントして結構ですし、相談を受けたということであれば、相手方がいますけれども、それも 1 回、1 日でカウントして構わないということです。

そうは言っても、月 10 日というのはどうなの、という御意見もあると思うので……。

5 番（小林正幸委員） 公平・不公平というのではないですが、3ブロックあって、御所見・遠藤地区と六会・長後地区、藤鶴・村岡・明治地区、やはり地区によって荒廃・遊休農地の規模が違うと思うんだけど、そこら辺は……。

事務局（草柳真治主幹） この地区は10日にしましょう、この地区は半分の5日にしましょうというわけにはいかないですね。

議長（齋藤義治委員） この従事日数10日というのは、確かにかなり厳しいところがあると思いますし、ほかの市町村でもぼちぼち出始めているようですので、その辺の数字も、10日以下という数字も出ているようです。ですから、藤沢市においても、7日、8日ぐらいで数字的に収めたいと思いますが、いかがですか。

佐藤委員。

21 番（佐藤智哉委員） 管内に850haあって、遊休農地が10haそこそこで、率で見たら1、2%とか、そんな感じですよ。ほかの市町村のことはわかりませんが、遊休農地の比率を見たときに、大きいところもあれば少ないところもあって、それを一律に全国一緒に10日やらなければいけないとか、それが、全国一律なのが、ちょっと理解できないんですよ。要は遊休農地の比率は全然違うと思いますけれどもね。

議長（齋藤義治委員） 確かに国から10日ということは言ってきましたけれども、これを全てこのままやれというわけではなくて、やはり各市町村の実情に合わせた数字を入れるというのが現実的だと思うので、藤沢市の場合も、7日、8日ぐらいというふうなことで、数字的に入れたいと思いますが、いかがですか。

5 番（小林正幸委員） 藤沢市の中でも比率があると思います、ブロックがね。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

1 番（井上哲夫委員） これは、いつからということは、まだ決まっていないわけでしょう。

事務局（草柳真治主幹） もうスタートしています。

1 番（井上哲夫委員） スタートしているんだけど、実際に皆さんやっていますか。

6 番（飯田芳一委員） 一応書いていますよ。言われたからメモっているけれども、
10回はなかなかないね。

1 番（井上哲夫委員） まあ回数的に少ないから、思い出せばある、3回やそこらは
ね。

5 番（小林正幸委員） 10回ということは、年間120日ということでしょう。

事務局（草柳真治主幹） 前に記録をつけてくださいね、とお願いをしたと思います
けれども、今後、遡って、4月に何日活動されましたかということを報告して
いただくことになりますので、そこは思い出していただいて、何日だという
ところでやっていただくような形になりますけれども、そういったときに、やは
り10日は難しいよという御意見も当然あると思いますので、今のうちに、そ
こは減らすのであれば減らすということで設定しておいたほうがいいのかと思
います。

10 番（吉原 豊委員） じゃ減らして5回だな。

事務局（草柳真治主幹） だからと言って、じゃ2日、3日でいいかとか、そういう
話にはならないと思いますけれども。

6 番（飯田芳一委員） 会長、ほかの地区とのバランスで判断してみてくださいよ。

議長（齋藤義治委員） はい。それでは、周りの市町村とかの状況を、もう一回見て、
それで藤沢市の一つの数字を出したいと思いますが、よろしいですか。

「はい」の声あり

事務局（草柳真治主幹） それでは、今の活動日数のところ以外は、この（案）のと
おりということでよろしいでしょうか。

「はい」の声あり

11 番（山口貞雄委員） これは、次回までにそういう結論は出るんですか。

事務局（草柳真治主幹） そうしましたら、他市町の状況も確認して、改めて来月上
程するということによろしいですか。

「はい」の声あり

議長（齋藤義治委員） 今、事務局が言われたように、他の市町村と見比べたり、あ
るいは藤沢市内の状況を鑑みて、数値的なものを、来月もう一度出すというこ

とでよろしいですか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 32 号について、再度来月上程することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

以上で、本日予定をしておりました議事は全て終了いたしました。

事務局から、報告事項等はございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 私から、何点か御報告をさせていただきます。

毎年、委員さんの活動における公務災害補償制度という、いわゆる保険ですけれども、こちらを親睦会費から負担をさせていただいていますが、これは毎年度更新ということで、今年度も 1 人当たり 1,500 円で加入をしたいと考えておりますので、御了承のほどをよろしくお願いいたします。

それともう一点、先日御通知をさせていただきましたが、湘南地区農業委員会連合会で、8 月 9 日に研修会を開催することをご案内させていただきましたけれども、昨今の、コロナウイルス感染拡大により、政府から行動制限が出ましたら中止等を考えたいと思いますが、それが出るまでは、一応実施の方向で考えていきますので、御承知おきのほどをよろしくお願いいたします。

8 月 9 日の 2 時から、ミナパークの 6 階で行う予定ですので、よろしくお願いいたします。御都合により参加が難しいということであれば、事前に事務局まで御連絡をお願いいたします。

最後に、地区協でも御連絡いたしました。来月の総会は、本庁舎ではなくて F プレイスで行いますので、くれぐれもお間違いないようお願いいたします。

なお、お車でお越しの際は、できるだけ乗り合わせてお越しくくださいますよ

うお願いいたします。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 委員の皆様方から何かございますか。

ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、7月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 3 時 4 5 分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)